

第 14 章 準備書についての環境の保全の見地 からの意見の概要

第14章 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価準備書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第6条及び第8条の規定に基づき、縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見が79通提出された。その意見の概要は、表14-1～表14-12に示すとおりである。

表 14-1 意見の概要

項目	項	意見の概要
対象事業の 目的及び概要	2-8	1. 施設配置計画から 敷地全体を1メートルの盛土をするところがあるが、当該地域はハザードマップで5メートルの浸水地帯になっている。洪水氾濫の際の対策が無く、排水施設の堆積物やごみの汚染物質が流出し、市野川や周辺の田畑が汚染される。また荒川にも流れる。ハザードマップを考慮した環境影響評価が無いのは、地域にとって最大の不安である。
	2-8	2. 大気 煙突の高さを59mと設定し、それ以外の可能性を考えないのはなぜか根拠不明(東京には100mを越す煙突がいくつもある)
	2-8	敷地全体を1メートル程度盛土し、浸水を防止する。とあるが、ハザードマップでは最大5メートルの浸水区域であり盛土1メートルで浸水を防止できるとは思えない。
	2-8 ～ 2-11	2.6.5 2-11 について 浸水対策について十分配慮し、災害対策の拠点となることは、不可能である。 3-91 で明らかになっているように、計画地は、河道・氾濫源である。地震災害ばかりではなく、日本の災害は気候変動による風水害も多い。
	2-13	・尚、鳩山町に建設予定の焼却施設では、環境保全目標が0.01、川越市資源化センターは、平成22年稼働、国内で最も厳しいレベルの排ガス基準DXNs0.005ng-TEQ/m ³ N以下)を設定して管理し、安定操業を継続している。これまで、中部環境センターの環境汚染を受忍させられてきた地域住民は、0.1の保全目標に納得できない。
	2-13	また自主基準値が0.1ナノグラムは高すぎる。他事例はもっと低い値である。
	2-13	ダイオキシン類について 排出基準について0.1ng-TEQ/m ³ Nを適用し独自基準は設けていないが、それは調査より独自基準で0.01ngを設置するとクリアできない状態であることがわかる。決して好しい値ではない。ダイオキシン類は、現在では生命への影響のある指標となるため0.1ngとすべきである。
	2-13	ダイオキシン類の基準が0.1に設定されていますが、基準を0.01に設定の焼却施設もあるので、是非とも0.01にしてください。 30年以上もの長きにわたり有害物質を排出し続けてきた環境での生活を強いられてきてまたこの先同じような悪環境にさらされるのは地元住民の差別以外の何物でもありません。

表 14-2 意見の概要

項目	項	意見の概要
対象事業の 目的及び概要	2-16 ～ 2-18	<p>2. 調整池(雨水流出抑制施設)の規模と許容放流量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画書の知事意見では、「雨水については、調整池で流量調整した後、公共用水域に排水する計画としているが、近年頻発する集中豪雨等が懸念されることから、計画地の最大降雨量や計画地周辺の水はけの状況等も考慮して、浸水対策や調整池の規模等について具体的に記載すること。」とあるが、「調整池の規模放流断面積はオリフィス径 300m(a=0.0707m²)、公共用水路(市野川)を経て荒川に放流する。」となっている。 ・05m³/s/ha を超えた豪雨や長期間の大雨だと 3640m³ を超えて氾濫する可能性は大である。その場合には、ゴミピット、プラットホームの油水分離槽、沈殿槽、洗車排水槽もあふれるので、有害物質が垂れ流しになり、1 と同様、周辺の土壌や宅地、河川を汚染させることになる。
地域特性	3-20	<p>4. 地域特性について</p> <p>知事意見があつたにもかかわらず、現施設は存在の記述が一切ない。</p>
第 5 章及び 第 6 章について の事業者の 見解	7-2 ～ 7-3 7-6 ～ 7-7 7-12 ～ 7-13	<p>(1)2-1 で〈住民の意見〉は、「本計画が新施設のみであること自体『環境影響評価』内容の大きな不備」と指摘するが、これに対し事業者は「計画地に隣接する既存施設(埼玉中部環境センター)の状況につきましては、準備書の第 3 章地域特性において整理を行いました。」と述べているが、第 3 章地域特性の中では、既存と新設のそれぞれの基準値は規定されているが、既存の実測値が示されていない。「意見」が評価は「形式的」と指摘する理由である。</p> <p>事業者は「具体的には、現地調査は既存施設が稼働している時期に合わせて調査を実施し、それを基に予測・評価を行うことにより、既存施設の影響も加えて環境影響評価を行った」としているが、そうであるならば、既存の施設の評価と新施設の評価及び実測値を併記し、両施設が同時に稼働する際の影響を明確に示すべきである。</p> <p>(2)3-6 で〈住民の意見〉は「第 3 章の地域特性に、現存する中部環境保全組合の焼却施設に関する環境負荷、状況に関する記述が全くなく、大きな欠陥である」と指摘するが、「都市計画決定権者の見解」はこの意見に答えていない。意見に従って「都市計画決定区域では、隣接地に都市計画決定されたごみ焼却施設が存在し、現在も稼働中であり、平成 35 年度まで稼働の予定となっている。」を入れるべきである。</p> <p>(3)表 7.1-6 の地域特性の項目で、〈住民の意見〉は「3-22 ページでは、硫酸化物 K 値 17.5 が適用される、とあるが、和解の公害協定では、14.5 となっており、それも記述する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじんの排出基準も 0.04/m³N を適用となっているが、和解では、0.03/m³N、窒素酸化物の排出基準が 250ppm となっているが、和解では 150ppm、塩化水素では、上乗せ基準として 200ppm だが、協定値が 200ppm である。 ・その他、全ての項目について協定値があり、これを無視した社会的状況は、技術指針に反するので、協定値は全て記述する。」と求めているが、「都市計画決定権者の見解」はこれらを「環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の必要はない」と述べている。和解条項(協定書)のこれらの内容が「環境の保全の見地からのご意見でない」とする理由を明記すべきである。

表 14-3 意見の概要

項目	項	意見の概要
第 5 章及び 第 6 章について の事業者の 見解	7-12 ～	4-1 で〈住民の意見〉は「第 4 章・調査項目について、環境影響要因に中部環境センターを入れるべきである。現在稼働中の施設は、240t/日であり、当該事業より規模も大きく、環境負荷も大きい。これに全く触れないアセスの計画書は大きな瑕疵になる」と指摘するが、これに対し「都市計画決定権者の見解」は「県の技術指針に従い、当該項目では法令による指定及び規制等の状況をまとめているから、埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまとの間で結んだ和解条項にかかる内容についての記載はしていない」と述べている。
	7-13	しかし既存の焼却施設と新規の焼却施設は連続性があり、両者は密接不可分であり、地域にとっては重大な環境影響要因であり、二施設の同時稼働が想定されているのだから中部環境センターを環境影響要因に入れるべきである。また、和解条項は法的拘束力があり、県の技術指針とともに、当該準備書を規制するものであるから記載すべきである。
	7-26 ～ 7-30	(5)環境保全についての配慮事項の続きの項目で、〈住民の意見〉は「②計画標準(案)建設省昭和 35 年では、(6)ごみ焼却場として、 ア. ごみの搬入及び焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。 イ. 恒風の方向に対して市街地の風土をさけること。 ウ. 人の近接しない場所を選ぶこと。 エ. 主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。 オ. 市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。 カ. 附近 300 メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。 とあるが、計画地南側に接続して、都市公園である東部緑地公園があり、300m どころではなく、道路幅のみの距離であり、カに反している。それにも反して計画地を決定した理由を記載する」とあるが、「都市計画決定権者の見解」はこれに答えていない。
調査の結果の 概要並びに予 測評価の結果 (大気質)	7-32 ～	(6)環境保全についての配慮事項の続きの項目で、〈住民の意見〉は「計画地を決めるに際し裁判上の和解で新設・増設しないとの約束を破り、説明会(H25.10.22)でまだ建設地は決まっていませんと説明があったが、関係市町村長連絡会議(H24.11.26)で桶川の市長の新施設の建設場所をお聞かせ願いたいとの質問に吉見町長が中部環境の付近とお考えいただきたい、と答えている。」と指摘しているが、「都市計画決定権者の見解」は「建設予定地の選定につききましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定させていただいたものです」と紋切り型で答え、吉見町長の発言に言及していない。詳細な決定の経緯の報告と情報提供及び丁寧な説明をする必要がある。
	7-33	(6)環境保全についての配慮事項の続きの項目で、〈住民の意見〉は「計画地を決めるに際し裁判上の和解で新設・増設しないとの約束を破り、説明会(H25.10.22)でまだ建設地は決まっていませんと説明があったが、関係市町村長連絡会議(H24.11.26)で桶川の市長の新施設の建設場所をお聞かせ願いたいとの質問に吉見町長が中部環境の付近とお考えいただきたい、と答えている。」と指摘しているが、「都市計画決定権者の見解」は「建設予定地の選定につききましては、吉見町内 8 つの建設候補地を「候補地の比較・検討のための評価基準」により相対的に評価した結果を考慮して、平成 26 年 3 月 26 日に現在の建設予定地に決定させていただいたものです」と紋切り型で答え、吉見町長の発言に言及していない。詳細な決定の経緯の報告と情報提供及び丁寧な説明をする必要がある。
調査の結果の 概要並びに予 測評価の結果 (大気質)	9.1-4 ～	・また測定場所は、EA-1 地点のみでその他 2 から⑤の地点は、(粉じん及び降下ばいじん除く)とあり、現存施設の粉塵、ばいじん、ダイオキシンなどの項目は評価されていない。これは、知事意見「計画地に隣接する埼玉中部環境センターが周辺地域に与えている環境影響について調査し、それを踏まえたうえで予測及び評価を行うこと。」を踏まえていない。事業者の見解は詭弁となっている。北西の大串地区の住宅、西の川島町の住宅地や直近の飯島新田住宅地は 200m、江和井地区が 600m しか離れていない地域を測定場所にして調査、評価をすべきである。
	9.1-5	・また測定場所は、EA-1 地点のみでその他 2 から⑤の地点は、(粉じん及び降下ばいじん除く)とあり、現存施設の粉塵、ばいじん、ダイオキシンなどの項目は評価されていない。これは、知事意見「計画地に隣接する埼玉中部環境センターが周辺地域に与えている環境影響について調査し、それを踏まえたうえで予測及び評価を行うこと。」を踏まえていない。事業者の見解は詭弁となっている。北西の大串地区の住宅、西の川島町の住宅地や直近の飯島新田住宅地は 200m、江和井地区が 600m しか離れていない地域を測定場所にして調査、評価をすべきである。

表 14-4 意見の概要

項目	項	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(大気質)	9.1-4 ～ 9.1-5	②大気調査と評価について ・計画書の意見でも述べたが、調査地点が少なすぎる。現在の中部環境センターが存在し、稼働していることを想定したアセスとなっていない。
	9.1-9 ～ 9.1-13	計画地周辺におけるダイオキシン類の期間平均値についてですが、中部環境保全組合でも大気中ダイオキシン類の濃度調査を年 2 回 4 か所で実施しております。又吉見町役場庁舎敷地内でも年 2 回実施しております。中部環境と計画地周辺の測定場所は同じではありませんが、中部環境の平成 29 年度の平均 0.088 を上回ったのは、敷地内の冬季のみ、また、28 年度中部環境の平均一番低い値、0.065 を上回っているのも各測定場所冬季のみで年度や測定場所の違いはありますが、平均すると 0.038 0.039 0.032 0.025 0.030 です。あまりにも差があります。
	9.1-112 ～ 9.1-113	・効果ばいじんについては、東松山樋川線沿線しか評価していない。工事の建設機械も含めて、住民の不安がある現施設周辺の住宅地を調査・評価していないのは、知事意見をないがしろにしている。
	9.1-120	1. ダイオキシンの平均値が環境保全目標を下回った、ということだが、環境保全組合(現)と共に焼却が発生することになるのではないか。その数値が下回ったということか。
	9.1-120	2. 平均も大事だが、最大値はいくつか。
	9.1-145 ～ 9.1-146	・供用後のダイオキシン濃度について、現在の測定値表 3.1-18 一般環境大気質調査結果(EA-2:ダイオキシン類)0.0092pg-TEQ/m ³ となっているものだが、ダイオキシン類の年平均値は 0.038200pg-TEQ/m ³ の結果が不明である。ごみ焼却処理施設の稼働に伴う大気質の評価は、「最大着地濃度出現地点における 1 時間値の最大値がダイオキシン類は 0.14409pg-TEQ/m ³ となり、全ての項目において環境保全目標を下回った。」とあるが、となり合わせになった現施設と新施設の両施設が稼働した場合には環境保全目標を確実に上回る。
	9.1-146	吉見町大串地区は、荒川河川敷周辺にあり、下降気流が発生しやすく特異な気象が起きる地域であり、ごみ処理場の煙突から排出される有害物質は遠隔地に拡散希釈されず、近辺に落下する可能性が強く、環境汚染を引き起こすことが予想される。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(騒音)	9.2-9	5. 騒音基準は規制基準にすら達していない。
	9.2-65	・工事中の影響について、現環境センターの騒音が加味されていない。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(騒音、振動)	9.3-12	④低周波音・騒音・振動について ・計画地域は軟弱地盤で、低周波振動は地質調査に対しての評価が必要である。とりわけ、工事中や資材搬入の振動は、盛土や柱の工事については、深刻である。その評価をていねいにされて無い。
	9.3-23	・また、5.2ha に 1 メートルの盛土をした場合、相当数のダンプが搬入することになる。これについてもきちんと予測すべきである。

表 14-5 意見の概要

項目	項	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測評価の結果 (大気質、騒音、振動)	9.3-29 等	③供用後の自動車等の走行に伴う大気質・騒音の、悪臭の影響 通勤車を除いて、587 台が 7 時間の間に走行すると、1.4 分に 1 台の車が通る。周辺の住宅には、大変なストレスがある。9 市町村のゴミを搬入すること自体、乱暴な計画であり、単なる騒音の測定だけでは評価できない。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果 (悪臭)	9.4-16	悪臭について、現施設の周辺の住宅は、非常につらい思いをしている。施設よりも、パッカー車からの悪臭がひどい。夏は吐き気がするほどに迫ってくるという。現施設の悪臭をきちんと調査し、加えた新施設について評価をしたならば、環境目標は大きく上回るはずである。このことについて、正確な現状調査をしていない。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果 (土壌)	9.7-2 ～ 9.7-3	⑤土壌及び水路について 大気と同じように現施設の 30 年以上の稼働から、浮遊したばいじん、ダイオキシン類が土壌や水路に堆積していることが予測できる。その意味では、測定地点が少ないので、環境保全目標が達成できるのかは不明である。水路光の当たらない水路には沈殿しているのが四十作されているのも関わらず、一切調査が無い。2 つの施設による悪影響がアセスメントされていない。
	9.7-5 ～ 9.7-6	3. 土壌汚染結果がすべて基準値以下ということだが、基準値をクリアしていれば良いというものではない。中部環境センターから 5 キロ、10 キロと離れた土壌の比較がほしい。もし高い値であれば、焼却場の稼働が値を上げたということになり、周辺住民は悪環境に中になることになる。
	9.9-15 ～ 9.9-16	4. 本年、八丁湖に白鳥が飛来したという。川島町や鴻巣市には飛来しているので、今後が楽しみだ。しかし白鳥が調査対象にない。調査をすべきでないか。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果 (動物)	9.9-80 他	1. 生物多様性基本法は、事業の前後において生物の多様性を失われないようにすること、つまり重要種だけではなく普通種も保全する必要があります。重要種だけを取り上げて影響の予測や対策を考えるのではなく、生息が認められたすべての種への影響を検討してください。
	9.9-80 他	3. 哺乳類には重要種がいなかったため、影響評価がなされていませんが、1 項目で述べたとおり、影響評価をしてください。
	9.9-80 ～ 9.9-112	9-9 動物について ほとんどの生物は影響は極めて小さい(C)に予測されているが 30 年後の大気、水質、土壌の蓄積した変化まで、又交通量の増大による変化の予測はされていない。 生息環境は、本施設により他の地域環境の変化も予測する相対的なものであり、何をもって生息環境への影響が少ないと予測できるのか不明である。

表 14-6 意見の概要

項目	項	意見の概要
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(動物)	9.9-82 ～ 9.9-112	予測結果において「生息環境の一部が消失するものの、同様の環境は計画地周辺に十分に広がっており、生息地の縮小は限定的と考えられる。」また、周辺には同様の生息環境が十分に広がっていることから、生息環境は確保され、移動経路の分断も生じないと考えられる。との記述が繰り返されますが、その科学的根拠が示されていないため、修正を望みます。種の保存には個体の保護では効果が低く、個体群の保全が必要です。少なくとも、上記の予測に説得性を持たせるためには、「同様の環境」を定義したうえで、対象とする生物種の地域個体群の存続に必要な最小存続可能個体数(Minimum Viable Population=MVP)を明らかにしたうえで、それが維持可能な生息面積の記述があってはじめて「生息地の縮小は限定的」と言うことができると考えられるが、当該の予測結果には、そうした科学的検証と論拠に基づいた記述が見られない。そもそも、現地調査範囲が周辺 200m に限定されているにもかかわらず、「同様の環境は計画地周辺に十分に広がって」いるとなぜ記述できるのか根拠が不明です。少なくとも「同様」と称する環境がどこに、どの程度の面積で存在するのかを明記すべきです。
	9.9-93	予測結果のオオヨシキリにおいて「主な繁殖環境として利用しているのは市野川周辺と考えられる」と記されているが、根拠が示されていない。現地調査結果等に基づいた科学的根拠を明記すべきです。
	9.9-113 ～ 9.9-116	2. 工事中及びごみ焼却施設稼働後は、周辺を走行する車両が大幅に増えます。哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類のロードキル対策が必要になるとともにその影響を評価するために事業前、中、後の記録をとる必要があります。ロードキル個体の種類、発見日時等の記録、保管することを事業者にも義務付けてください。現在でも周辺道路では、タヌキやアライグマ等のロードキルが度々起きています。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(植物)	9.10-27	植物の重要種の保全措置として「影響範囲外の生育適地が移植可能な場所に存在しない場合は、学識経験者等専門家の助言を得ながら、ピオトープ等を新たに整備後、移植を行う」としているが、保全計画の検討段階において事業計画地に予定されている調整池における湿地環境等の自然再生を計画し、予防的保全措置を講じるべきであると考えます。調整池での湿地の再生は、湿性の重要植物の他にカエル類や魚類、湿地性鳥類などの保全にも貢献することとなり、より積極的な影響防止対策として社会的評価の高まりも期待できます。同様に、事業地に予定されている緑地についても、遺伝子レベルでも地域的来系統の野草による自然草地の再生を提案します。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(生態系)	9.11-10	生態系の構造および機能における上位性の注目種にチョウゲンボウとコサギが選定されているが、事業地周辺を採食場に利用していると記述しているオオタカを追加選定すべきであると考えます。選定から除く場合は、その科学的根拠を明記してください。
調査の結果の概要並びに予測評価の結果(景観)	9.12-34 ～	⑥景観 里山の自然は景観の一つである。新井橋から見た景色は富士山が見える良好な景観であるが、新施設は目前にドーンと建物や施設が存在する。イチゴ街道の面前にごみ焼却施設が建設されることは、吉見町や周辺にとって、景観が著しく悪化する。形式的視点は不要である。
	9.12-35	

表 14-7 意見の概要

項目	項	意見の概要
その他	－	意見は別紙に記載するが、吉見町のホームページでは、お知らせ欄でしか、探すことが出来ない。8月21日付のお知らせだけでは、市町村民に不親切である。サイトの中からアクセスする方法を行政として確立していただきたい。
	－	ごみ焼却施設の敷地内の緑化、再自然化の工事に関しては、設計段階から地元住民や自然環境保護団体を交えた協議会を設けて議論する場を作ってください。
	－	全体として 本環境影響評価書準備書は吉見町大串の事業地よりその周囲 3km の範囲のものであるため 9 市町村のごみの焼却施設としての位置として考えると運行ルートの影響などは考慮の対象外になる。循環型社会のあり方を考えるには課題は大きい。
	－	裁判上の和解で大串の地にはごみ処理場は新設又は増設しない。となっている場所に約束を破りごみ処理場を建設してしまうのか。また、「計画標準(案)建設省 昭和 35 年」の附近 300メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。とありきちんと守れば、ごみ処理場は造れない場所です。国のきまりも守らないで良いはずはありません。
	－	平成 25 年 4 月に埼玉中部広域清掃協議会ができ、翌月の 5 月 9 日に吉見町役場内に広域清掃推進会議を設置し、建設候補地の検討を進める。以後、検討を重ね、吉見町内に建設候補地を 8 か所選定し、評価書(案)の取りまとめ作業を進めた。又平成 25 年 12 月の定例会でも新井保美前吉見町長が、この広域清掃推進会議では、熱を活用した施設計画の作成のための調整あるいは関係機関との協議調整等にとりくんでいるところでございます。また、建設地につきましては、決定されておりませんが、ご要望いただいた地域におきまして、建設に反対されている方への対応につきましては、引き続き協議会と一体になって、丁寧な説明と適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。と一般質問に答えています。が新井保美前吉見町長からは一切丁寧な説明は聞いておりません。また、適切な情報提供とありますが、この会議録は非公開であり、なぜ上記のような会議内容なのに非公開なのか理解できません。8 か所の中に和解で新設、増設しない場所である大串がどのような理由で入っているのかも知りたいです。又 8 か所どこでも建設出来るとの説明があったが、これも説明とは違い 1 か所建設できない場所が含まれています。平成 24 年 11 月 26 日の関係市町村長連絡会議で、桶川市長の、新施設の建設場所をお聞かせ願いたい。との質問に対して、中部環境保全組合管理者で和解の債務者でもあった新井保美前吉見町長が、現在の中部環境の付近とお考えいただきたいと思えます。と答えています。このように 8 か所の候補地がきまる前にすでに関係市町村長には新施設の建設場所が伝えられていたのです。大串ありきで始まって、全てが後づけの事業であり、環境アセスを実施する前に住民に、うそ、偽りのない正確な情報をもとに説明をすべき義務があったのではなかったか。
	－	また、法規制等についても、和解による公害協定が存在するにも関わらず、一切記述が無い。偏向的アセスメントとなっている。
	－	資源循環組合に対して、本当に全てが偽りなく正確かつ公平なやり方だったと正々堂々と住民に対して言えるのか聞きたい。
－	それから、現在進められているゴミ焼却場建設について、大串地区には、以前「焼却場は建設しない」との和解が裁判所で成立しています。この和解はしっかりと守り、他の場所に建設すべきだと思えます。	

表 14-8 意見の概要

項目	項	意見の概要
その他	ー	<p>1 当該「整備事業環境影響評価準備書」に対する基本的な考え方</p> <p>(1)生活環境の保全に係る和解条項の評価について</p> <p>当該「環境影響評価準備書」の概要によれば、準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」に基づき、平成 28 年 12 月 2 日付けで知事に提出した「(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価調査計画書」の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を行いとりまとめたとされる。</p> <p>また、準備書の作成過程で、「調査計画書に対する住民等の意見及び知事意見を準備書に反映させるために、調査計画書の内容を再検討し、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行った」とされる。</p> <p>準備書第 5 章にまとめられた住民等の意見に対し、どのような判断が下され、それらが準備書にどのように反映されたかについては「第 7 章 環境の保全の見地からの意見に対する都市計画決定権者の見解」にまとめられているが、結論的に言えば、住民の意見を理解し汲みつくしているとは言えない見解も多くみられる。</p> <p>とりわけ、準備書は「環境の保全」について極めて狭義に解釈し、「埼玉中部環境保全組合と当時の債権者の皆さまの間で結んだ和解条項につきましては、当組合としても真摯に受け止めた上で、できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進めてまいります」と述べながら、住民との和解条項についての意見は「環境の保全の見地からのご意見ではないため、記載の必要はないと考えます」と述べ、和解条項の内容を無視する態度をとっている。</p> <p>和解条項は「清掃工場の操業にあたり、別表の各協定値を遵守し、塩化水素の排出濃度については上限値 100ppm となるよう努力する」と定め、汚染物質の測定方法や協定値を超えた場合のごみの投入量の削減、稼働の停止などを含む改善措置などを詳細に規定したものである。環境の保全を求める和解条項を無視する態度は、準備書が言う「できる限りの情報の提供と丁寧な話し合いを進める」ということと矛盾すると言わざるを得ない。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」、あるいは「その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない」と規定し、「環境の保全」一般ではなく「周辺地域の生活環境の保全」を目的とした調査結果を報告することを義務付けている。</p> <p>準備書の「都市計画決定権者の見解」は和解条項についての意見を「環境の保全の見地からのご意見ではない」と決めつける。しかし「和解条項」は、そもそも、債権者が「生活環境の保全」を求めて埼玉中部環境保全組合を裁判に訴え、両者が合意したものである。</p> <p>問題は「生活環境の保全」であり、言い換えれば、生活にかかわる社会的環境と自然的環境の不可分の総体なのである。ところが「都市計画決定権者の見解」は、「生活環境の保全」を相互に確認した和解条項を「環境の保全」に含まれないものとみなし、和解条項を切り捨て、「記載の必要がない」と述べている。このような対応が「(和解条項を)真摯に受け止め、丁寧な話し合いを進める」という対応であろうか。</p>

表 14-9 意見の概要

項目	項	意見の概要
その他	－	<p>(続き)</p> <p>環境基本法は第 1 条(目的)で「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする」と述べている。また、同法は、生活環境を「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む」と規定している。したがって「環境の保全」を単に自然的環境だけに狭く解釈すべきではない。「人の生活に密接に関係のある財産」すなわち社会的環境を含んでいることは明らかである。</p> <p>また、同法第 3 条(環境の恵沢の享受と継承等)では「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない」と規定している。広域ごみ焼却場周辺の住民が自分たちの将来の世代が豊かな環境の恵沢を享受できるようにと願い、広域ごみ焼却場の建設に強く反対している。これを「真摯に受け止める」というならば、同計画を白紙に戻し、建設計画を撤回するほかはない。</p> <p>以上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基本法は、「環境の保全」が「人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないもの」であり、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する」ことを目的として行われるべきものであると規定しているのであるから、地域特性の中に生活環境の保全と自然環境の保全・回復を求める和解条項の内容を盛り込むのは当然ではないか。</p>
	－	<p>・裁判の和解所の中には公害協定項目があり、原告たちには、大気の測定結果が定期的に報告されている。少なくとも測定場所はそのエリア内を細かく調査・評価をすべきである。また、測定値が近接した場所で中部環境の測定値とかなり乖離していると聞いている。準備書にはそのことが言及されていないのは、アセスメントにするためではないか。</p>
	－	<p>36 年前の裁判で当該地区は下降気流が発生しやすく 60m の高煙突であっても遠隔地に拡散希釈されず近辺に落下する可能性、環境汚染を引きおこす可能性が高いことが立証されている</p>
	－	<p>大型焼却炉ではなく住民の考え方や生活の見直しで各団体・行政の責任において新しいごみ処理形態を作っていくでしょう。</p>
	－	<p>災害ごみを運搬する道路も、同じ地形・地質のもとに現状があるため、(仮称)埼玉中部資源循環センターのみを浸水対策を行ったとしても災害ごみを各市町村から運ぶことは出来ず、災害対策の拠点とはなりえない。</p>

表 14-10 意見の概要

項目	項	意見の概要
その他	－	<p>(2)対象事業の目的及び概要について</p> <p>②準備書は対象事業の目的について「(構成自治体の)各施設は老朽化が進行し、施設を建替える時期に来ている。一方、埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理の効率化・コスト削減等の観点から、ごみ処理の広域処理が求められている。(中略)。本組合では、構成する市町村の循環型社会形成の拠点として、(仮称)埼玉中部資源循環センター(以下、「新施設」という。)の整備を実施する。これにより、積極的なサーマルリサイクル及びマテリアルリサイクルを実現し、循環型社会の形成に資するものとする。」と述べている。</p> <p>政府は、本年(2018年)6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定した。この新たな計画は、①地域循環共生圏形成による地域活性化 ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ③適正処理の更なる推進と環境再生、を掲げ2025年までに国が目指す将来像と講ずべき施策を示している。また、これに先立つ2016年には、総務省からごみの広域化は時代にそぐわないという勧告も出されている。</p> <p>国が定めたこうした将来の循環型社会形成推進の方向性から見れば、準備書の「埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理の効率化・コスト削減等の観点から、ごみ処理の広域処理が求められている」というごみ焼却施設建設の前提こそ見直さなければならないものとする。</p> <p>大型焼却施設の建設によって却ってごみの減量化が進まず、リサイクル率が低下する傾向が専門家らによって指摘されている。また、余熱利用の周辺施設の運用のために却って焼却ごみの量を増やさなければならないなどの事実も報告されている。人口減少とごみの減量化が予測される中で、当該組合が建設を進めている新たな広域巨大ゴミ焼却施設は、準備書が「積極的なサーマルリサイクル及びマテリアルリサイクルを実現し、循環型社会の形成に資するものとする」ということとは正反対に、構成自治体のごみの減量への取り組みを鈍化させ、循環型社会の形成に反する結果を招くことは明らかではないか。</p> <p>さらに日本は焼却可能な廃棄物の75%を燃やしていると言われているが、これは二酸化炭素の削減に取り組む世界の流れに反している。近い将来、ごみを焼却炉で燃やせない時代もやってくると予測される中で、巨大焼却炉建設は無駄な投資となり、負の財産となりかねない。</p> <p>以上の理由から、国の方針である上記①②③及びごみ処理の広域化はそぐわないとする総務省の見解と相いれない「(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業」は見直し、当該組合による広域ごみ処理施設建設計画を白紙撤回し、各自自治体が責任をもってごみの減量、リサイクルをすすめて、住民と話し合いながら地域に適合した小規模な施設の建設を進めるべきではないか。</p>
	－	<p>地震の際に、この大串地区を含めた一帯は液状化の発生が起きやすい地域である。地震のハザードマップでも液状化の可能性が高い場所でもあり、揺れやすさマップでも非常に高い揺れやすい場所でもある。いつどんな地震が発生するかわからない状況の中で危険度の一番高い(液状化、揺れやすさ)場所でのごみ処理場建設は避けるのが常識です。</p>
	－	<p>3.ハザードマップに示された浸水地域であることが全く無視されている。</p>
	－	<p>3. 調査項目の設定について</p> <p>①1, 2 で述べたように災害時のアセスメントが無い。近年の多発する集中豪雨や地震による液状化など、想定した施設とするには、お粗末である。</p>

表 14-11 意見の概要

項目	項	意見の概要
その他	－	5. 洪水時は最高 5メートルにもなる地域だ。洪水時にどんな影響をもたらすのか調査がない。
	－	更にハザードマップを確認すると、荒川水系の浸水区域である。
	－	また、周辺の道路は浸水時交通が遮断されごみの搬送ができなくなります。搬送できないごみはどうするのか記載がない。
	－	先ず、今回の調査項目や方法については規定通りのことと思いますが、その分析方法や検査機関、分析機器などについての記述が見つけられませんでした。記載済みならば分かりやすい索引をお願いします。
	－	さて、大気汚染のダイオキシン類はこの 20 年で劇的に改善されてきました。つまり、過去の基準値など意味を持たないことは明白です。それを盾に基準値以下だからという説明は納得するのは難しいことです。周知のとおりダイオキシン類は強毒性の物質で、わずかな量でも体内に堆積し重篤な影響を与えます。ダイオキシン類はイギリスやヨーロッパ諸国と比較しても 8 倍という報告もあり、これは日本の焼却炉設備の異常な多さに帰すると考えます。ダイオキシン類発生の原因は他にもありますが大きな要因であるごみ焼却を止めることが非常に有効であると考えます。
	－	役場の結果も平成 26 年までしかありませんが、中部環境、役場での測定結果でも平成 21 年を除き、中部環境のダイオキシン類の結果は非常に高い結果となっております。環境基準の 0.6 を超えた時もありました。添付書類をよく見てください。前新井保美中部環境保全組合管理者は、ダイオキシンは基準より大幅に下回り良好な状態で稼働していて全く心配いりませんと発言していましたが、何を根拠に発言したか全くわかりません。地元の住民として納得できません。煙突からの目に見えない有害物質はゼロではありません。基準値が決められている物質は危険で害があるからで、害が全くなければ基準値はないのです。
	－	各自治体ともに、自らのゴミの処理はやりたくないでしょう。ただどこかで処理しなくてはなりません。それを吉見町だけに集めて大規模に処理するのは反対です。時代は分別処理、ゴミ減量化の流れなのに、多くの自治体から 1ヶ所に集めてやることに何のメリットもありません。先日の北海道地震では大規模大発電所が停止した時北海道全てで停電しました。ここ吉見でも 1ヶ所が停止したらこの地域全体の機能が停止することは避けねばなりません。
	－	1. 焼却施設建設推進前提のアセスなどいらない。そんな準備など必要ない。日本は世界の 70%もの施設を保有しているという実情を踏まえれば、最早、施設建設に多額の税金を使うのではなく、ごみを出さない施策に転換すべきと考えるので。(世界のごみ焼却炉数・日本 1893・アメリカ 168・フランス 100・イタリア 51・ドイツ 51・スイス 29・スウェーデン 21・オランダ 9 2008 年 OECD 統計 単位:ヶ所)相次ぐ台風の被害、海水温の変化による漁獲量の変化等々、地球温暖化の影響がこれほど身近になっているなかで、パッカー車運行で排ガスを増やし、大量のごみを広域に集めて燃やすという施設建設計画自体、大局的に見て、地球環境を守らなければならない人類の使命に逆行するものと考えらる。
－	以上、巨大な施設を作る環境にないので、建設に反対である。	

表 14-12 意見の概要

項目	項	意見の概要
その他	－	6. 高温水は排出されることへの影響調査がないのはなぜか。
	－	世の流れは、SDGs(継続可能の開発)である。なんでも燃やすのではなく生ごみは有機肥料に、リサイクルできる物は徹底してリサイクルすべき。
	－	4. 鳩山での協定に示された自主基準値が示す数値は、地域住民の共通した要求と考える。比して本アセス数値は施設運用ありきの都合のいい基準となっていて認められない。
	－	1. 準備書の縦覧及び説明会開催場所は「建設予定地から周囲3km以内の6市町」に限られ遠隔地の住民は広域化の問題を認識しにくくその意見を反映しにくい状態になっている。 ゴミを一番多く排出する東松山と桶川は辛うじて市の端のごくわずかな部分が3kmの範囲にかかっているため説明会の開催もされたが嵐山、滑川、ときがわ、東秩父の人たちにとって非常に不利な状況である。遠隔地の環境影響は変化しないだろうとの考え自体住民の生活実態とかけ離れている。
	－	現在関係9市町村のごみは分別収集方法が異なっている。広域化によってそれが統一されることになるが、世間一般の「楽な方に流れる」傾向を考えると現在より分別がゆるやかになり、焼却ゴミを増加させてしまう可能性が高い。有害物質の発生を抑制するには徹底した分別処理が必要であるのに逆の方向に進みかねない。
	－	新施設は有害物質の発生を抑制し、集塵器による捕捉もするので基準に適合することであるがダイオキシン類より変異原性が高くまた焼却による生成量も多いPAHs、ニトロPAHsについての言及がないようだが測定しているのであれば準備書の当該頁をご教示いただきたい。 測定していないなら今後測定していただきたい。
	－	更には、荒川流域は、国土交通省関東整備局が事務局となり、コウノトリを中心としたエコロジカルネットワーク協議会で、自然再生を含めた環境作りが行われている地域である。計画施設から1キロも満たない地域であり、吉見町、桶川市、北本市、鴻巣市、川島町が加盟団体となっているが、一切触れていないばかりか、これに対する影響評価もない。数キロ先にはオオタカの営巣地もあったはずである。欠陥のアセスメントであり、施設計画は認められない。
	－	2. 吉見町はコウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムに名を連ねているが、この事業との整合性がとれていない。
	－	現地は「いちご街道」と呼ばれる苺の産地で、多くの人に愛されている。 そこに巨大な施設ができ、どんなに煙突からの煤煙が安全と言われても安心して苺を購入できない。
	－	交通については、最近交通量が非常に増加しており、これ以上の交通量増加に安全面、渋滞、環境汚染等心配です。
－	9市町村のゴミ搬入車も列をなすことになる。せっかく吉見町の名産として確立した苺もいわゆる風評被害にさらされることは免れないであろう。	